

岡山県公報		発行 岡山県	
目次			
○ 令和三年度における保安林内の立木伐採を皆伐にすることができる面積の限度の公表	治山課	担当課（室）	
○ 令和三年度後期技能検定試験の実施	労働雇用政策課		
			目次
			担当課（室）

令和3年9月1日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百七十七号

令和三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和三年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔三七一〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定に

より、令和三年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。

令和三年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 特級

職	種
製造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	

2 一級及び二級

職	種	作	業
さく井 金型製作 工場板金 ローブ加工 機械検査 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整		ロータリー式さく井工事作業 プレス金型製作作業 機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業 ローブ加工作業 機械検査作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業 自動販売機調整作業 空気圧装置組立て作業 油圧装置調整作業	

農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業
和裁	和服製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
石材施工	石材加工作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業、和菓子製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業、プラント配管作業
厨房設備施工	厨房設備施工作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
自動ドア施工（学科試験のみ実施）	自動ドア施工作業
ガラス施工	ガラス工事作業
機械・プラント製図	機械製図手書き作業、機械製図C A D作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業
金属材料試験	機械試験作業、組織試験作業
塗装	鋼橋塗装作業
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
義肢・装具製作	装具製作作業
舞台機構調整	音響機構調整作業

令和3年9月1日 岡山県公報 号外

3 単一等級		4 三級	
職 種	作 業	職 種	作 業
製麺 バルコニー施工	機械生麺製造作業 金属製バルコニー工事作業	造園 機械加工 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図 広告美術仕上げ	造園工事作業 普通旋盤作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業 冷凍空気調和機器施工作業 和服製作作業 家具手加工作業 射出成形作業 大工事作業 かわらぶき作業 建築配管作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 機械製図手書き作業、機械製図C A D作業 配電盤・制御盤製図作業 広告面粘着シート仕上げ作業

令和3年9月1日 岡山県公報 号外

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

ア 特級 一八、二〇〇円

イ 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

職 種	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
造園、さく井、機械加工、金型製作、工場板金、 ロープ加工、電子機器組立て、電気機器組立て、 半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組 立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調 和機器施工、帆布製品製造、家具製作、プラスチ ック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、 建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型 枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水 施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施 工、バルコニー施工、ガラス施工、金属材料試験、 塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機 構調整	九、二〇〇円	一八、二〇〇円
機械検査、婦人子供服製造	六、一〇〇円	一五、一〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	四、三〇〇円	一三、三〇〇円

ウ 三級（在校生に限る。）

手 数 料

職 種		減額対象者	そ の 他
造園、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、家具製作、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、広告美術仕上げ		三、一〇〇円	一二、一〇〇円
機械検査		二、九〇〇円	一〇、一〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図		二、九〇〇円	八、九〇〇円

エ 在校生について

イ及びウの「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校の訓練生又は認定職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く）。ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。

- (イ) 高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）又は同法に基づく中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の生徒又は学生

- (ウ) その他知事が認める者

オ 減額対象者について

イ及びウの「減額対象者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- (ア) 二級又は三級の実技試験を受検する者であつて、当該実技試験の受検日の属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者

- (イ) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者以外の者

カ 手数料の免除について

高等学校の生徒（県外に設置されている高等学校に在学する場合にあっては、

県内に住所を有する者に限る。カにおいて同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

(ア) 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。

(イ) 当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあつては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。

(ウ) 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困窮し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

(2) 実施期日

令和三年十二月三日（金曜日）から令和四年二月十三日（日曜日）までの間において、別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

令和三年十一月二十六日（金曜日）以降に、協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(1) 手数料

三、一〇〇円

(2) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

ア 特級

令和四年一月三十日（日曜日）

イ 一級及び二級

令和3年9月1日 岡山県公報 号外

職 種		実 施 期 日
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験		令和四年一月二十三日（日曜日）
さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図		令和四年一月三十日（日曜日）
舞台機構調整		令和四年二月二日（水曜日）
ロープ加工、半導体製品製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作		令和四年二月六日（日曜日）
ウ 単一等級		
令和四年一月三十日（日曜日）		
エ 三級		
職 種		実 施 期 日
電気機器組立て、配管、型枠施工		令和四年一月二十三日（日曜日）
造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具		令和四年一月三十日（日曜日）

製作、機械・プラント製図	
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図、広告美術仕上げ	令和四年二月六日（日曜日）

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 次に掲げる書類（申請書を提出する者の氏名及び生年月日を確認することができ、るものに限る。）のいずれかの写し等。ただし、健康保険の被保険者証の写しについては保険者番号又は被保険者等記号・番号が記載されている箇所、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の写しについては、個人番号が記載されている箇所をそれぞれ塗りつぶすこと。

ア 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に定める在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項の特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

イ 生徒手帳又は学生証

ウ 旅券

(3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

令和三年十月四日（月曜日）から同月十五日（金曜日）まで

4 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の手紙及び受検案内については、協会のホームページ（<http://www.okayama-syokunou.or.jp/>）から「受検案内・受検申請書申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、協会へ請求すること。
- (2) 申請方法については、書留郵便又はこれに準ずる信書便による送付とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、3の受付期間内の消印又は通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- (3) 高等学校の生徒が実技試験手数料の減額対象者の適用又は免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

合格者については、受検番号を令和四年三月十一日（金曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に掲載する。

六 その他

- 1 天災その他やむを得ない事由により協会が技能検定の全部又は一部を実施することができない場合には、当該技能検定に係る実施職種、実施期日、実施場所、申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することがある。
- 2 不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六―二二六―七三八七）又は協会（電話〇八六―二二五―一五四七）に問い合わせること。